宮崎情報ビジネス専門学校文化・教養高等課程キャリア総合学科	平成二十六年四月一日（平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
宮崎情報ビジネス専門学校文化・教養高等課程キャリア総合学科（通信制）	平成二十八年三月一日（平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第五十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

文部科学大臣　林　芳正

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

表一　北海道に所在する専修学校の専門課程

名称	文部科学大臣が定める日
［略］	［略］
専門学校北海道体育大学校文化・教養専門課程スポーツ未来学科	平成二十三年三月一日（平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
［略］	［略］
専門学校北海道保健看護大学校医療専門課程保健看護学科	平成十八年四月一日（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
［略］	［略］
北海道情報専門学校工業専門課程情報大学併学科	平成二十二年四月一日
北海道スポーツ専門学校文化・教養専門課程スポーツ未来学科	平成二十九年四月一日
［略］	［略］

表七　福島県に所在する専修学校の専門課程

名称	文部科学大臣が定める日
［略］	［略］
郡山健康科学専門学校医療専門課程理学療法学科	平成十八年三月一日

改正前

表一　北海道に所在する専修学校の専門課程

名称	文部科学大臣が定める日
［同上］	［同上］
専門学校北海道体育大学校文化・教養専門課程スポーツ未来学科	平成二十三年三月一日
［同上］	［同上］
専門学校北海道保健看護大学校医療専門課程保健看護学科	平成十八年四月一日
［同上］	［同上］
北海道情報専門学校工業専門課程情報大学併学科	平成二十二年四月一日
［同上］	［同上］

表七　福島県に所在する専修学校の専門課程

名称	文部科学大臣が定める日
［同上］	［同上］
郡山健康科学専門学校医療専門課程理学療法学科	平成十八年三月一日